

平成26年度【建築士としての公益的活動】 団体（グループ）募集について

(社)徳島県建築士会地域貢献活動委員会

社会的活動事業として建築士が行っている、公益的活動団体（グループ）：地域会、青年・女性部会、研究会、シニア会、士会会員および建築士による任意のグループを募集します。

《公益的活動団体募集要項》

◆募集期間

平成25年12月10日(火)～同26年1月10日(金)

◆選考について

外部委員を含む選考委員会を開催

平成26年1月28日(火) 18:00～

応募団体グループによる、事業計画説明を行い、選考により活動団体（グループ）を決定する。

平成26年2月5日(水) 建築士会 HP にて、発表予定(但し予算が確定していないため、暫定発表とする)

※事業支出金は、確定次第支給します。

◆募集活動団体（グループ）の条件と事業支出金

- ①建築士としての公益的活動を行うもの
- ②主体が建築士であるもの
- ③事業計画書により、活動目的、活動内容、活動期間（平成26年度分：平成26年5月～平成27年3月末の間）、収支計画などを明示したもの
- ④選定により決定した団体（グループ）は、活動報告書（活動実施報告、収支決算報告）を提出し、活動成果を建築士会 HP 及び「阿波まちかど」に掲載するとともに総会等で士会会員へ報告する。
- ⑤継続事業についても可とする。
- ⑥一件の事業支出金の上限は25万円とし、総額は200万円程度、応募団体が多数の場合や応募者の申請金額が予定の総額を上回った場合は、選考委員会により事業支出金額を決定する。
- ⑦建築士会が展開する公益的活動事業である旨を明示。

◆事業支出金の使途について

- ・人件費には使えません。
- ・飲食には使えません。(会議中のお茶程度は可)

・全額事業支出金による活動も可とします。

※事業完了報告書において収支決算報告書及び領収書の写しを提出願います。

◆注意事項

上記の条件を逸脱する場合や、活動が出来なくなった場合は、事業支出金の返金を求めることがある。

◆公益的活動団体（グループ）事業申請について

申請する団体（グループ）においては、以下の事項を明記して Fax またはメールにて申請書を建築士会本部事務局まで送付してください。申請書の様式は、士会ホームページよりダウンロードできます。

■募集締め切り：平成26年1月10日(金)

申請申込み・お問合せ：建築士会本部事務局

TEL：088-653-7570 FAX：088-624-1710

E-mail：honb@toku-sikai.sakura.ne.jp

【建築士としての公益的活動】団体 事業申請書

平成 年 月 日

①申請団体（グループ）名：

代表者名： 印

・活動予定者または会員リスト

②代表者住所・連絡先：

TEL： FAX： ケイタイ： Mail：

③活動名称（仮称）・継続年数（何年目）

④活動目的

⑤活動内容（活動詳細及びスケジュール等）

⑥今回申請の活動期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

⑦収支計画（事業支出金の使途の明示）

収入

内訳

支出

内訳

⑧申請金額 _____ 円